

会員個人等の情報の管理に関する規程

1, 情報の収集と利用

当会では、入会申込書・共済制度加入申込書その他により、会員等について氏名・生年月日・住所・電話番号その他の個人情報を取得しています。

当会で取得した情報については、催物案内、機関紙誌の配送、会費等の決済、共済制度の普及促進その他協会業務を行ううえで必要な範囲のみ利用し、この目的以外での利用は行いません。

2, 情報の管理と法令の遵守

個人情報の管理については、紛失、改ざん、漏洩等のないよう努めます。

また、個人情報の保護に関連する法令その他の規範を遵守します。

3, 情報共有及び管理

①共済制度の普及運営や斡旋等の事業を提携会社と共同で行うために必要となる場合に、提携会社に対して個人情報の開示を行うことがあります。この場合、個人情報の安全が図られるよう、提携会社に対し、当該業務目的以外での使用を禁じ、当該業務終了後には提携会社が個人情報を適切に廃棄または当会に返還するように義務付けます。

②前項に係る個人情報とは、会員についてはその氏名、年齢、性別、勤務する医療機関および自宅の住所・連絡先、会員および家族の制度利用状況とします。また会員以外についてはその氏名、年齢、性別、勤務する医療機関の住所・連絡先、その者および家族の過去の制度利用状況とします。

③データの利用は、事業を佐賀県保険医協会と共同して行う目的に限ります。

④開示した当該個人データの管理責任者は各提携会社の佐賀支社長とします。

⑤開示は文書で行い、目的が終了したら速やかに回収します。

4, 情報の開示

当会が収集した個人情報については、以下の場合を除き、本人の同意なく第三者への開示はしません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

5, 個人情報の本人開示・訂正方法

本人から、ご自身の個人情報について開示を求められた場合には、遅滞なく本人対して当該個人情報を開示します。

また、本人から個人情報について変更・訂正の申し入れがあった場合には、申し入れ内容を確認のうえ変更等を行います。

ただし、以下の場合を除きます。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反する場合

6, 本規程については事務所内に掲示するとともにホームページに掲載します。本人から第3条に係る開示を拒否する旨の申し出がなされた場合は開示しません。

7, 本個人情報保護規定の改定

当会全理事会または常任理事会において、本個人情報管理規定の全部または一部を改定することがあります。その場合、総会においてその内容を報告します。

付則

本規定は、2004年7月31日より施行します。

2013年7月27日 一部改定

2017年7月18日 一部改定

2018年7月31日 一部改定（同日施行）